

第3部 市政の仕組みと管理

第3部

市政の仕組みと管理



中島公園

1 章 市政の仕組み

1-1 議決機関

1-2 執行機関

第 3 部

市政の仕組みと管理



市議会本会議

市政の
仕組み

1-1 議 決 機 関

1 市 議 会

市の機関は、意思決定機関（議決機関）である議会と、市政の執行機関である市長等に大別される。国においては、内閣総理大臣を指名する国会が国権の最高機関とされているが、市では議員と市長がともに市民の直接選挙で選ばれ、市民に対して直接責任を負う二元代表制を採り、議決機関と執行機関とが対等の立場となっている。これにより、2つの機関が互いにけん制しあいながら、均衡のとれた円滑な行政運営を確保している。

また、市の意思を決定する議会は、市民の代表として選挙された議員によって構成され、議会の議決も多数決の原則に基づいていることから、間接的にはあるが、主権者たる市民の意思として市の意思が決定されることになる。

なお、市民の直接の行政参加として、議会の解散、市長の解職、条例の制定・改廃などの直接請求の制度も定められている。

議会の権限には、議決権、選挙権、事務の検査権・監査請求権・調査権、意見書提出権などがあるが、その中で最も基本的なものは、条例の制定・改廃、予算の決定、決算の認定などの議決権である。

歴代市議会議長

令和7年1月1日現在

氏 名	就任年月	退任年月
松田 學	大正11年10月	大正15年10月
村田 不二三	15年10月	昭和13年10月
本間 久三	昭和13年10月	17年10月
村田 不二三	17年10月	22年4月
福島 利雄	22年5月	26年4月
斎藤 利忠	26年5月	30年5月
福島 利雄	30年5月	30年11月
斎藤 利忠	30年12月	42年5月
松宮 利市	42年5月	54年4月
中山 豊士	54年5月	56年4月
吉田 一郎	56年4月	58年5月
吉田 長吉	58年5月	60年3月
山田 野司	60年3月	平成3年5月
見延 順章	平成3年5月	7年3月
柴田 薫心	7年5月	11年5月
佐藤 美智夫	11年5月	14年3月
高橋 忠明	14年3月	15年5月
高武 憲一	15年5月	17年4月
大越 誠幸	17年4月	19年5月
畑瀬 幸二	19年5月	21年5月
福士 勝二	21年5月	23年5月
三上 洋右	23年5月	25年4月
高橋 克朋	25年4月	27年5月
鈴木 健仁	27年5月	29年4月
山田 一徳	29年4月	令和元年6月
五十嵐 徳美	令和元年6月	3年4月
細川 正人	3年4月	5年5月
飯島 弘之	5年5月	在任中

<資料> 議会事務局

議員の定数は、条例により、平成11年の一般選挙から68人である。なお、任期は4年である。また、議員の中から、議長及び副議長が各1人選挙され、議長（議長に事故があるときや議長が欠けたときは副議長）は、議場の秩序を保持し、議事を整理し、議会の事務を統理し、議会を代表する権限が与えられている。

議会の会議には定例会と臨時会があり、定例会は条例で定められた回数を（札幌においては年4回、おおむね2、5、9、11月）開会し、臨時会は必要のつど付議事件を特定して開会することにしており、いずれも市長が招集している。また、会期はそのつど議会で定め、会議の定足数は議員定数の半数以上で、表決は原則として出席議員の過半数で決し、可否同数の場合は議長が決することになっている。

歴代市議会副議長

令和7年1月1日現在

氏 名	就任年月	退任年月
関場 不二彦	大正11年10月	大正13年3月
長谷川 哲三	13年11月	13年11月
木下 三四彦	13年12月	15年10月
黒本 西蔵	15年10月	昭和5年10月
若狭 久三	昭和5年10月	13年10月
笹由 次郎	13年10月	17年10月
笹沼 孝蔵	17年10月	18年12月
福島 利雄	19年2月	22年4月
斎藤 利忠	22年5月	26年4月
村川 嘉雄	26年5月	30年5月
谷口 甚作	30年5月	32年7月
斎藤 義太郎	32年7月	34年5月
谷口 甚作	34年5月	38年5月
大枝 橋登	38年5月	42年5月
岡元 武雄	42年5月	46年5月
岡田 武保	46年5月	54年5月
向川 武夫	54年5月	56年4月
内田 正一	56年4月	56年11月
藤田 雅弘	56年12月	58年5月
岡本 修七	58年5月	60年4月
山崎 隆造	60年4月	62年5月
滝沢 隆勲	62年5月	平成元年6月
工藤 隆	平成元年6月	3年5月
湊谷 隆	3年5月	5年5月
伊与部 敏雄	5年5月	7年5月
澤富 木成	7年5月	9年5月
川口 正一	9年5月	11年5月
加藤 正	11年5月	13年6月
加藤 正	13年6月	15年5月
西村 茂樹	15年5月	17年4月
猪熊 夫	17年4月	19年5月
笹出 素子	19年5月	21年5月
宮嶋 薫	21年5月	23年5月
大嶋 昭	23年5月	25年4月
ふじわら 広	25年4月	27年5月
恩村 一郎	27年5月	29年4月
恩村 美透	29年4月	令和元年5月
桑原 透	令和元年5月	3年4月
桑原 昌	3年4月	5年5月
峯廻 紀	5年5月	在任中
しの江 里子	5年5月	在任中

<資料> 議会事務局

札幌市議員名簿

令和7年1月1日現在

氏名	会派	選出区
あおい ひろみ	民主市民連合	南区
荒井 勇雄	坂元・荒井	北区
飯島 弘之	自由民主党	西区
五十嵐 徳美	自由民主党	東区
池田 由美	日本共産党	豊平区
うるしはら直子	民主市民連合	白石区
太田 秀子	日本共産党	東区
小形 香織	日本共産党	中央区
長内 直也	自由民主党	中央区
小野 正美	民主市民連合	手稲区
おんむら健太郎	民主市民連合	清田区
勝木 勇人	自由民主党	西区
川田 ただひさ	自由民主党	厚別区
かんの 太一	民主市民連合	豊平区
北村 光一郎	自由民主党	清田区
國安 政典	公明党	北区
熊谷 誠一	公明党	中央区
小口 智久	公明党	東区
こじま ゆみ	自由民主党	厚別区
小須田 大拓	自由民主党	南区
小竹 ともこ	自由民主党	豊平区
こんどう 和雄	自由民主党	豊平区
坂元 みちたか	坂元・荒井	豊平区
佐々木 みつこ	自由民主党	白石区
定森 光	民主市民連合	西区
佐藤 綾	日本共産党	白石区
しのだ 江里子	民主市民連合	東区
篠原 すみれ	民主市民連合	白石区
高橋 克朋	自由民主党	北区
竹内 孝代	公明党	清田区
たけのうち有美	民主市民連合	中央区
田中 啓介	日本共産党	西区
中川 賢一	自由民主党	中央区
中村 たけし	民主市民連合	西区
長屋 いずみ	日本共産党	北区
成田 祐樹	未来さっぽろ	東区
波田 大専	日本維新の会	中央区
林 清治	民主市民連合	北区
伴 良隆	自由民主党	北区
福士 勝	民主市民連合	手稲区
福田 浩太郎	公明党	手稲区
藤田 稔人	自由民主党	白石区
ふじわら 広昭	民主市民連合	東区
細川 正人	自由民主党	中央区
前川 隆史	公明党	白石区
松井 隆文	自由民主党	手稲区
松原 淳二	民主市民連合	厚別区
丸岡 守幸	日本維新の会	東区
丸山 秀樹	公明党	厚別区
三神 英彦	自由民主党	南区
三上 洋右	自由民主党	豊平区

氏名	会派	選出区
水上 美華	民主市民連合	北区
村上 ゆうこ	民主市民連合	中央区
村松 叶啓	自由民主党	北区
村山 拓司	自由民主党	西区
森 基誉則	民主市民連合	厚別区
森山 由美子	公明党	西区
山口 かずさ	山口かずさ	白石区
山田 一郎	自由民主党	東区
山田 洋聡	自由民主党	清田区
よこやま 峰子	自由民主党	北区
好井 七海	公明党	豊平区
吉岡 弘子	日本共産党	清田区
米倉 みな子	市民ネット	北区
脇元 繁之	大地さっぽろ	南区
和田 勝也	自由民主党	手稲区
わたなべ 泰行	公明党	南区

<資料> 議会事務局

会派別議員数

令和7年1月1日現在

会派	議員数
札幌市議会自由民主党議員会	25
札幌市議会民主市民連合議員会	17
札幌市議会公明党議員会	10
日本共産党札幌市議会議員団	7
坂元 倫孝・荒井 勇雄	2
日本維新の会札幌議員会	2
山口 かずさ	1
未来 さっぽろ	1
大地 さっぽろ	1
札幌市議会市民ネットワーク北海道	1
合計	67

<資料> 議会事務局

審議状況

各年中

区分	開 会 回 数	議 日 数	案 件							
			総 数	議 案	諮 問	意 見 書 案	決 議 案	請 願 ・ 陳 情	報 告	そ の 他 1)
令和元年	5	26	281	158	2	28	4	3	21	65
2年	10	34	249	153	4	20	2	2	22	46
3年	16	38	271	142	2	28	1	1	24	73
4年	7	26	298	199	2	21	4	6	23	43
5年	5	22	258	143	2	29	4	1	28	51
定例会 ²⁾	4	20	224	140	2	29	1	1	17	34
臨時会 ²⁾	1	2	34	3	0	0	3	0	11	17

注：1) 監査報告等である。

2) 令和5年の内数である。

<資料> 議会事務局

第3部

市政の仕組みと管理

市政の仕組み

2 委員会

地方自治法では、議会の内部的な機関として、常任委員会及び特別委員会を設置することが認められている。これらの委員会は、議会において選任された委員によって構成される合議制の機関であり、行政の各部門における複雑化した案件について専門的な観点から慎重に審査・調査を行うものである。

また、円滑な議会の運営を期すため、議会運営の全般について協議するための機関として議会運営委員会の設置が認められている。

本市議会には、令和7年1月現在、6常任委員会（総務、財政市民、文教、厚生、建設、経済観光）、議会運営委員会、3調査特別委員会（大都市税財政制度・DX推進、総合交通政策、新たな都心空間）があるほか、予算・決算を審議する議会においては、そのつど特別委員会が設置されている。

委員会の活動状況

令和5年度中

区 分		委員会開催回数	
		会期中	閉会中
常 任 委 員 会	総務	10	3
	財政市民	8	2
	文教	5	2
	厚生	10	3
	建設	6	3
	経済観光	4	3
議会運営委員会		19	4
特 別 委 員 会	大都市税財政制度・災害対策調査	3	2
	総合交通政策調査	2	2
	冬季オリンピック・パラリンピック調査	3	1
	第一部議案審査	5	—
	第二部議案審査	5	—
	第一部決算	9	—
	第二部決算	9	—
	第一部予算	10	—
	第二部予算	10	—
合 計		118	25

<資料> 議会事務局

請願・陳情の処理状況

令和5年度中

区 分	請 願	陳 情
付 託 件 数	—	17
採択されたもの	—	1
不採択となったもの	—	1
取り下げられたもの	—	1
継続審査中のもの	—	14

<資料> 議会事務局

1-2 執行機関

1 市長

市長は、市民によって直接選挙される市政全般の最高責任者であって、市の行政を統轄し、外部に対しては市を代表する地位にある。

市長の任期は4年で、日本国民で年齢満25歳以上の者であれば被選挙権を有し、住所要件を必要としない。

また、市長は、衆議院議員、参議院議員、地方公共団体の議員及び常勤の職員と兼ねることはできず、地方公共団体と継続的に利害関係を有する業者又は団体（一定の条件を満たす出資法人を除く）の一定の役職に就くこともできない。

地方自治法第149条に規定されている市長の権限に属する事務は、次のとおりである。

- (1) 普通地方公共団体の議会の議決を経べき事件につきその議案を提出すること
- (2) 予算を調製し、及びこれを執行すること
- (3) 地方税を賦課徴収し、分担金、使用料、加入金又は手数料を徴収し、及び過料を科すること
- (4) 決算を普通地方公共団体の議会の認定に付すること
- (5) 会計を監督すること
- (6) 財産を取得し、管理し、及び処分すること
- (7) 公の施設を設置し、管理し、及び廃止すること
- (8) 証書及び公文書類を保管すること
- (9) その他、当該普通地方公共団体の事務を執行すること

歴代市長

令和6年10月1日現在

歴代	氏名	就任年月	退任年月
初	高岡直吉	大正12年2月	昭和2年12月
2	橋本正治	昭和2年12月	12年5月
3	三沢寛一	12年7月	20年7月
4	上原六郎	20年8月	21年11月
5	高田富與	22年4月	34年4月
6	原田與作	34年5月	46年5月
7	板垣武四	46年5月	平成3年5月
8	桂信雄	平成3年5月	15年5月
9	上田文雄	15年6月	27年5月
10	秋元克広	27年5月	在任中

注：1) 大正11年市制施行後のものである。
2) 市長退任年月と次期市長就任年月に間があるのは職務代理者などを置いていたことによる。

<資料> 総務局職員部

2 市長の補助機関

市長の補助機関として、副市長が置かれ、その下に事務職員、技術職員、業務職員及び技能職員が配置されている。

副市長は、市長が議会の同意を得て選任し、その任期は4年である。副市長は、市長を補佐するとともに、その補助機関である職員の担当事務を監督し、市長に事故があったときなどには、市長が定めた順位によってその職務を代理する。

歴代助役・副市長

令和6年10月1日現在

氏名	就任年月	退任年月
前田 宇次郎	大正10年5月	大正12年3月
増田 彰	12年4月	昭和4年8月
関崎 不二夫	昭和4年8月	11年2月
伊沢 広曹	11年2月	19年2月
平佐 武美	19年2月	21年5月
原田 與作	21年5月	34年2月
瀬田 一雄	23年1月	31年1月
板垣 武進	31年5月	45年11月
小平 瀬徹	34年6月	48年5月
赤井 井醇	46年5月	58年5月
河崎 和隆	46年12月	54年6月
神戸 隆一	54年6月	62年6月
桂 信雄	58年6月	62年5月
谷浦 亮一	58年6月	平成2年5月
勝田 孝義	62年6月	元年3月
杉本 喜一郎	62年6月	3年5月
木戸 昌也	平成元年4月	5年3月
魚住 良明	2年6月	6年6月
田中 弘之	3年6月	13年3月
石原 長記	5年4月	9年3月
大原 葉瑞	6年6月	10年3月
千々木 喜四	9年4月	13年3月
福迫 尚一郎	10年4月	14年3月
高橋 賢治	13年4月	15年7月
田澤 正龍	14年4月	15年7月
小加藤 啓世	15年7月	19年7月
中島 博幸	15年7月	24年3月
生島 典明	17年4月	21年3月
渡部 正克	19年7月	23年7月
秋元 文敏	21年4月	27年5月
井上 唯文	23年7月	25年1月
町田 隆彦	24年4月	26年9月
板垣 昭彦	25年4月	27年5月
吉岡 亨	27年5月	在任中
岸川 光右	27年5月	29年3月
石野 敏也	27年5月	令和5年5月
天野 周治	29年4月	令和元年5月
	令和元年5月	在任中
	令和5年5月	在任中

注：1) 市制施行後のものである。
2) 平成18年地方自治法改正により、19年4月1日から、従来の助役は副市長とされた。なお、札幌市では、助役の役割及び職務内容を市民に分かりやすくすることを目的として、16年4月1日から助役の呼称を副市長としている。

<資料> 総務局職員部

本市では、現在、副市長3人が選任されている。

3 事務の分掌

札幌市の事務のうち、行政委員会に属する事務以外の事務はすべて市長の権限に属する事務である。市長の権限に属する事務は、非常に複雑多岐にわたっているため、札幌市では、事務の目的、性質などによって室、局などを設け、これらの事務を合理的かつ能率的に執行している。

局などには部、所、室などが設けられており、さらに課、係などに分けられている。令和6年4月1日現在の職員定数は、別表のとおり合計22,431人である。また、6年4月現在の各室、局などにおける分掌事務の概要は次のとおりである。

(1) 会計室

会計及び物品に関する事項

(2) 危機管理局

危機管理の統括に関する事項

(3) 総務局

- ア 議会及び市の行政一般並びに事務改善に関する事項
- イ 職員の進退、身分、給与及び福利厚生に関する事項
- ウ 渉外、儀式及び秘書に関する事項
- エ 国際交流に関する事項
- オ 広報及び広聴に関する事項
- カ その他他の主管に属しない事項

(4) デジタル戦略推進局

デジタル社会の形成に関する事項

(5) まちづくり政策局

- ア 市政の運営方針に関する事項
- イ 市政の総合企画及び事業の調整に関する事項
- ウ 都市問題の調査研究及び統計に関する事項
- エ 都市計画及び再開発の推進に関する事項

(6) 財政局

予算、税その他財務に関する事項

(7) 市民文化局

- ア 区役所の連絡調整に関する事項
- イ 市民生活に関する事項

ウ 男女共同参画に関する事項

エ 文化芸術の振興に関する事項

(8) スポーツ局

スポーツに関する事項

(9) 保健福祉局

- ア 社会福祉及び保健衛生に関する事項
- イ 国民健康保険、介護保険及び国民年金に関する事項

(10) 子ども未来局

子ども及び若者の育成支援に関する事項

(11) 経済観光局

- ア 商工業に関する事項
- イ 観光及びMICEに関する事項
- ウ 雇用の推進に関する事項
- エ 農業に関する事項
- オ 中央卸売市場に関する事項

(12) 環境局

- ア 廃棄物の処理及び清掃に関する事項
- イ 環境保全に関する事項
- ウ 動物園に関する事項

(13) 建設局

- ア 道路及び公園の管理及び工事に関する事項
- イ 道路用地の取得に関する事項
- ウ 緑の保全及び創出に関する事項

(14) 下水道河川局

- ア 下水道に関する事項
- イ 河川の管理及び工事に関する事項

(15) 都市局

- ア 市街地の整備に関する事項
- イ 住宅及び建築に関する事項

(16) 交通局

交通事業の経営に関する事項

(17) 水道局

水道事業の経営に関する事項

(18) 病院局

病院事業の経営に関する事項

(19) 消防局

ア 消防に関する事項

イ 救急、救助業務に関する事項

※ 最新の組織は、ホームページに掲載

HP <https://www.city.sapporo.jp/org/>

条例区分別職員定数内訳表

令和6年4月1日現在

区 分		総 数
市長の 補助機関	一般部局	7,773
	病院局	1,104
	中央卸売市場	22
	交通局	556
	水道局	616
	下水道河川局(下水道事業に従事する職員に限る)	451
	計	10,522
議 会	事務局	35
教育委員会	事務局	296
	学 校	9,788
	計	10,084
選挙管理委員会事務局		10
人事委員会事務局		20
監 査 事 務 局		27
農業委員会事務局		0
消 防 職 員		1,733
合 計		22,431

4 区 役 所

(1) 概 要

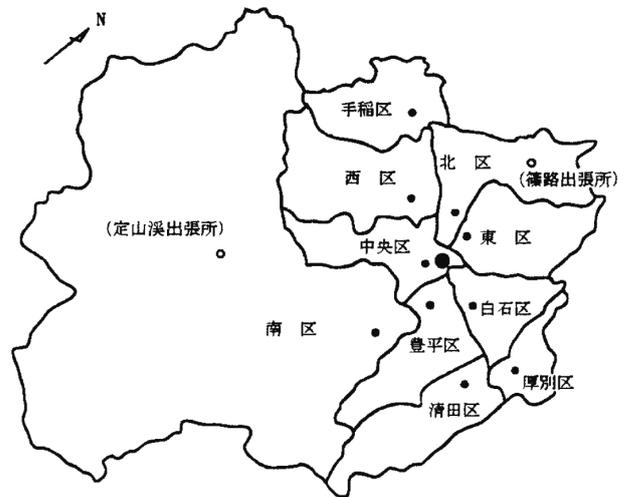
札幌市は、昭和47年4月1日に指定都市に移行したことに伴い、区制を施行した。

当初は、中央区、北区、東区、白石区、豊平区、南区、西区の7区制でスタートし、その後、平成元年11月6日に白石区と西区を分区して厚別区と手稲区を新設、さらに9年11月4日に豊平区を分区して清田区を新設して、現在は10区制となっている。

区長は、市長の事務を補助執行するほか、法令等により委任された事務を自らの権限と責任において執行する。

また、市民の利便性向上のため、篠路（北区）と定山溪（南区）の各出張所を含め、市内86か所の各地域にまちづくりセンターを設置しており、住民組織等の振興、戸籍や住民票の取り次ぎのほかに、まちづくり協議会設立の支援、まちづくり活動の支援などを行い、地域のまちづくり活動の拠点となっている。

行政 区 画 図



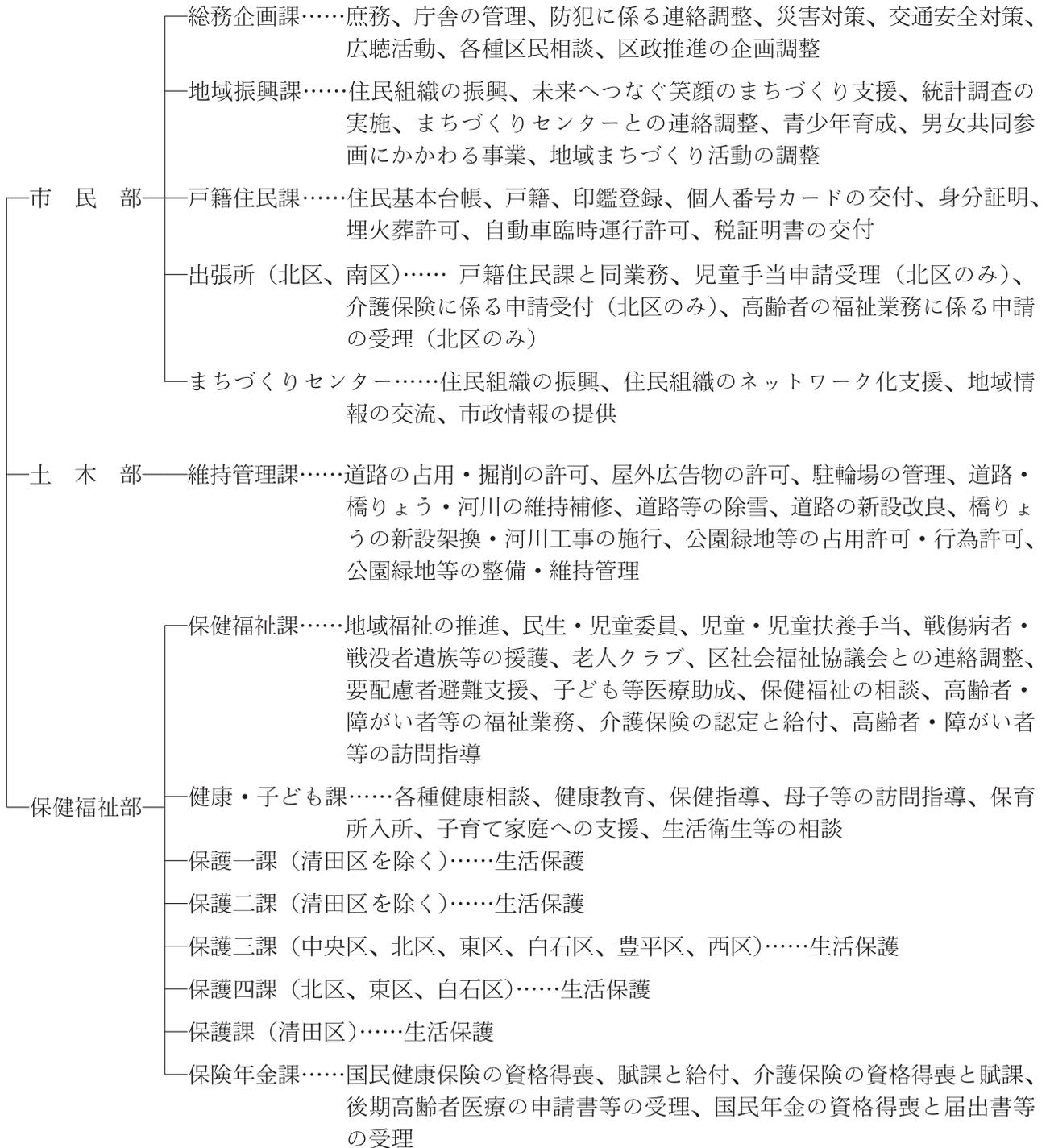
第 3 部
市政の仕組みと管理

市政の
仕組み

(2) 区役所の事務

区役所で扱う主な事務は次のとおりである。

区役所の事務 (令和6年4月現在)



区選挙管理委員会事務局……選挙の事務

5 行政委員会

行政委員会は、地方公共団体の長から独立した執行機関を置くことにより、公正な行政運営を図ることを目的として、普通地方公共団体においては地方自治法によりその設置が義務づけられている。

札幌市には、法律の定めに基づき、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会の6行政委員会がある。

(1) 教育委員会

教育委員会は、教育行政を管理・執行するため、市長が議会の同意を得て任命する教育長と5人の委員によって組織されている。教育長の任期は3年、委員の任期は4年である。

主な職務権限は次のとおりである。

- ア 規則及び訓令の制定、改廃に関すること
- イ 学校その他の教育機関の設置、管理及び廃止に関すること
- ウ 職員の人事に関すること
- エ 学齢生徒等の就学、入学、転学及び退学に関すること
- オ 学校の組織編成、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること
- カ 教科書その他の教材の取扱いに関すること

キ 社会教育に関すること

なお、教育委員会は、事務の管理及び執行の状況について点検・評価を行い、報告書を議会に提出するとともに公表している。

教育委員会

令和6年11月1日現在

職	氏名	備考
教育長	山根直樹	
委員 (教育長職務代理者)	佐藤 淳	大学教授
委員	石井知子	保護者
委員	石道尻豊	保護士
委員	中野倫仁	医師
委員	朝倉由紀子	会社社長

<資料> 教育委員会生涯学習部

(2) 選挙管理委員会

選挙管理委員会は、選挙権を有する者で、人格が高潔で政治及び選挙に関し公正な識見を有するもののうちから、議会が選挙した4人の委員で構成される。委員の任期は4年である。

政令指定都市における選挙管理委員会は、選挙事務を適正に行うため、市と行政区ごとに置かれている。

また、選挙管理委員会の事務を行うため、市と各区に事務局が置かれ、選挙人名簿の調製、

札幌市・区選挙管理委員会

令和6年10月1日現在

市区名	職名	氏名	市区名	職名	氏名
札幌市	委員長	佐々木 肇	豊平区	委員長	長尾 肇
	職務代理者	宮村 素子		職務代理者	小泉 誠志
	委員	三宅 由美		委員	岡地 功廣
中央区	委員長	塩田 越波	清田区	委員長	天野 雍一郎
	職務代理者	宝泉 光輝		職務代理者	朝川 文彦
	委員	細川 史夫		委員	藤本 勝治
北区	委員長	相馬 公英	南区	委員長	高山 澤二雄
	職務代理者	大高 邦久		職務代理者	椎谷 泰明
	委員	小野 賢二		委員	堤 政彰
東区	委員長	池上 竹彦	西区	委員長	原 孝男
	職務代理者	田名部 順一		職務代理者	眞鍋 篤弘
	委員	長谷山 與四男		委員	久住 博次
白石区	委員長	栗山 文雄	手稲区	委員長	早川 登博
	職務代理者	小牧 豊治		職務代理者	竹中 邦博
	委員	鈴木 永秀		委員	早川 清男
厚別区	委員長	成田 通秋			
	職務代理者	山下 康弘			
	委員	土田 義修			

<資料> 選挙管理委員会事務局

各種選挙の執行事務、啓発事務、直接請求に関する事務などを行っている。

HP <https://www.city.sapporo.jp/senkan/>

(3) 人事委員会

人事委員会は、中立的かつ専門的な立場から人事行政の公正、妥当性を確保するために設置された合議体の執行機関であり、職員の競争試験の実施、給与その他の勤務条件に関する議会及び市長に対する報告・勧告等の行政権限に属する事務、人事委員会規則制定等の準立法的権限に属する事務、職員の不利益処分に対する審査請求の審査等の準司法的権限に属する事務などを行っている。

当委員会は、人格が高潔で、地方自治の本旨及び人事行政に関して識見を有する者のうちから、市長が議会の同意を得て選任した3人の委員によって構成されており、委員の任期は4年である。

HP <https://www.city.sapporo.jp/org/jinji/>

人事委員会委員

令和6年10月1日現在

職	氏名	備考
委員長	常本照樹	大学名誉教授
委員	祖母井里重子	弁護士
委員	長岡豊彦	元札幌市教育長

<資料> 人事委員会事務局

(4) 監査委員

監査委員は、札幌市の財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及び行政事務の執行についての監査などを行っている。

定数は4人であり、識見を有する者及び市議会議員のうちからそれぞれ2人を市長が議会の同意を得て選任する。任期は、前者は4年、後者は議員の任期による。

HP <https://www.city.sapporo.jp/kansa/>

監査委員

令和6年11月1日現在

職	氏名	備考
代表監査委員	藤江正祥	公認会計士
委員	愛須一史	弁護士
委員	高橋克朋	市議会議員
委員	福田浩太郎	〃

<資料> 監査事務局

(5) 農業委員会

農業委員会は、「農地等の利用の最適化の推進」を中心に、農地法に基づく農地の売買・賃借の許可、農地転用案件への意見具申など、農地に関する事務などを行っている。

当委員会は、議会の同意を得て市長が任命する農業委員11人（現員10人）と、当委員会が委嘱する農地利用最適化推進委員15人によって構成されている。任期は、前者が3年、後者が農業委員の任期満了日までである。

HP <https://www.city.sapporo.jp/keizai/nogyo/noui/>

農業委員会役職者

令和6年11月1日現在

役職名	氏名	備考
会長	生野隆雄	農業
副会長	山本和夫	〃

<資料> 農業委員会事務局

(6) 固定資産評価審査委員会

固定資産評価審査委員会は、納税者の税負担に直接重大な影響を及ぼす固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服（審査申出）を審査決定するために、中立的・専門的な機関として地方自治法及び地方税法に基づき設置された執行機関である。

当委員会は、本市の住民、市税の納税義務がある者又は固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、市長が議会の同意を得て選任した9人の委員で構成されており、委員の任期は3年である。

個々の審査申出に対しては、それぞれ3人の委員によって構成する合議体で審査を行っている。

固定資産評価審査委員会委員

令和6年11月1日現在

職	氏名	備考
委員長	村上英治	弁護士
委員長職務代理委員	万字香苗	弁護士
委員	寺田昌人	公認会計士
委員	巧直子	一級建築士
委員	安達あけみ	一級建築士
委員	宮田利朗	税理士
委員	八尾谷若菜	税理士
委員	佐々木貴教	弁護士
委員	小林祐司	一級建築士

<資料> 財政局税政部

局 別 組 織 数 一 覧

令和6年4月1日現在

	機 構					機 構 外					合 計
	局長等	部長等	課長等	係長等	小計	担当局長等	担当部長等	担当課長等	担当係長等	小計	
会 計 室	1	1	2	3	7	0	0	0	3	3	10
危 機 管 理 局	1	1	1	1	4	0	0	2	7	9	13
総 務 局	1	8	15	20	44	2	4	10	54	70	114
デジタル戦略推進局	1	2	4	7	14	0	0	1	21	22	36
まちづくり政策局	1	9	9	16	35	1	9	22	72	104	139
財 政 局	1	9	26	57	93	1	0	3	72	76	169
市 民 文 化 局	1	5	7	13	26	0	1	6	27	34	60
ス ポ ー ツ 局	1	1	3	5	10	0	2	3	17	22	32
保 健 福 祉 局	1	9	26	63	99	2	18	19	92	131	230
子 ど も 未 来 局	1	4	21	58	84	0	5	11	37	53	137
経 済 観 光 局	1	5	11	17	34	1	2	7	35	45	79
環 境 局	1	3	21	39	64	0	5	5	40	50	114
建 設 局	1	4	16	53	74	0	4	8	49	61	135
下 水 道 河 川 局	1	2	15	47	65	0	3	5	33	41	106
都 市 局	1	3	10	31	45	0	3	6	27	36	81
交 通 局	1	2	10	30	43	0	1	5	17	23	66
水 道 局	1	2	20	57	80	0	3	2	38	43	123
病 院 局	6	11	13	27	57	4	2	14	69	89	146
消 防 局	1	14	31	114	160	0	2	21	113	136	296
中 央 区	1	3	23	40	67	0	2	4	26	32	99
北 区	1	3	23	42	69	0	1	2	26	29	98
東 区	1	3	22	43	69	0	1	4	24	29	98
白 石 区	1	3	19	41	64	0	2	2	26	30	94
厚 別 区	1	3	16	27	47	0	2	2	22	26	73
豊 平 区	1	3	19	38	61	0	1	4	25	30	91
清 田 区	1	3	13	24	41	0	1	1	26	28	69
南 区	1	3	19	29	52	0	1	1	26	28	80
西 区	1	3	18	35	57	0	1	2	22	25	82
手 稲 区	1	3	16	26	46	0	1	1	26	28	74
教 育 委 員 会	0	3	9	32	44	1	3	11	95	110	154
選 挙 管 理 委 員 会	0	1	1	2	4	0	0	0	0	0	4
人 事 委 員 会	1	1	2	3	7	0	0	0	4	4	11
監 査 事 務 局	1	1	2	1	5	0	0	1	15	16	21
農 業 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
議 会 事 務 局	1	1	3	3	8	0	0	0	5	5	13
合 計	37	132	466	1,044	1,679	12	80	185	1,191	1,468	3,147

注：1)派遣、休職中の発令ポストは除く。2)発令職の兼務はカウントしない。3)充て職はカウントしない。4)局等には病院局経営管理室長、市立札幌病院長・副院長を含む。5)部等には室、所などを含む。6)課等及び係等には所、次長などを含む。7)市立札幌病院の各診療科（栄養科は除く）、副部長、医長、副医長を除く。

<資料> 総務局改革推進室

第 3 部

市政の仕組みと管理

市政の仕組み